

## 武雄市公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、市民及び市内来訪者の利便性の向上を図るため、市が設置する無線によるインターネット接続環境の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆無線LAN 市が設置、運営する無線を使ったインターネット接続サービス
- (2) 利用者 市の施設において公衆無線LANを利用する者をいう。

### (利用者の資格)

第3条 本規約に同意した利用者に対して、公衆無線LANの利用資格を付与する。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

### (提供する機能)

第4条 公衆無線LANは、次の各号に掲げる機能を利用者に提供するものとする。

- (1) インターネット接続に関する機能
- (2) その他市長が必要と認める機能

### (公衆無線LANの利用)

第5条 公衆無線LANの利用料は無料とする。ただし、利用者は、公衆無線LANの利用に当たっては、次に掲げるものを自らの負担において準備するものとする。

- (1) 公衆無線LANに接続できる機能を搭載した情報通信機器
- (2) 前号の機器及びその付属機器の稼働に要する電力

2 利用者は、公衆無線LANを利用するための情報通信機器の設定及び操作を、利用者自身の責において行うものとする。

### (履歴情報等の利用目的等)

第6条 市長は、利用者が公衆無線LANを利用した際に、利用時間帯、利用方法、利用環境（利用に際しての各種設定情報なども含む。）、利用者のIPアドレス、端末の個体識別情報（MACアドレス）の情報等（以下「履歴情報等」という。）を取得することができる。

2 市長は、利用者の履歴情報等を公衆無線LANの内容を充実、改善し、又は新たなサービスを提供するための分析等を行う目的で利用する。

### (禁止事項)

第7条 利用者は、公衆無線LANの利用に当たっては、不正アクセス行為の

禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）に規定するもののほか、次に掲げる行為及び活動を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産やプライバシー権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (3) 前 2 号に掲げる行為のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (4) 他者を誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
  - (7) その他市長が不適切と判断する行為
- （運用の中止）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公衆無線 LAN の運用を中止できるものとする。

- (1) 公衆無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、火災、停電その他の非常事態により、公衆無線 LAN の運用が通常どおり実施できなくなった場合
  - (3) 公衆無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) その他市長が公衆無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- （免責）

第 9 条 市長は、公衆無線 LAN のサービスの内容及び利用者が公衆無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 利用者が公衆無線 LAN を利用したことにより生じたいかなる損害に対して、市長は一切の責任を負わないものとする。
- 3 公衆無線 LAN の運用中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず、市長は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 公衆無線 LAN 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によって、公衆無線 LAN を利用できない場合があっても、市長は一切責任を負わないものとする。
- 6 利用者が公衆無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

7 市長は、公衆無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のサイトへの接続を制限することができるものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者が負担するものとする。

(本規約の変更)

第11条 市長は、利用者に承認を得ることなく、この規約を変更することができる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、公衆無線LANの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本規約は、平成30年4月1日より実施するものとする。